

特定建設作業 実施の手引き

～事業者の皆様へ～

市川市 生活環境保全課

〒272-8501

市川市南八幡2-20-2 市川市役所第2庁舎3F

TEL : 047-712-6312 (直通)

FAX : 047-712-6316

2024. 1

届出の提出先

【インターネットでの届出】

市川市公式 Web サイトより

「特定建設作業について」のページをご参照ください。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/env03/1111000022.html>



【窓口での届出】

市川市南八幡 2 丁目 20 番 2 号 市川市役所第 2 庁舎 3 階

(JR 本八幡駅南口より徒歩約 15 分 / 京成八幡駅出口より徒歩約 20 分)

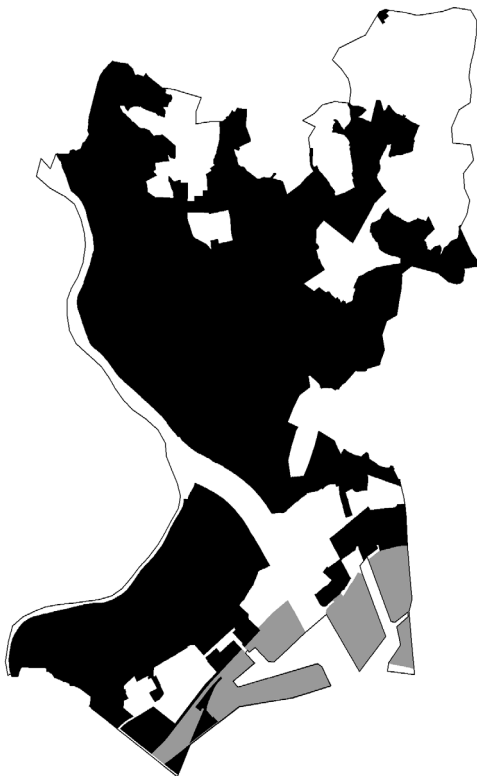


建設工事など重機を使用する作業に伴って発生する騒音及び振動については、生活環境の保全及び人の健康の保護を図るため、環境法令による規制があります。

重機作業のうち、著しい騒音・振動が発生する作業は「特定建設作業」として**規制基準**が定められ、作業にあたっては**届出が必要**となります。

なお、重機作業が1日で終わる場合（作業開始日と終了日が同一の場合）は、規制・届出の対象外です。

1. 規制対象地域



・市川市環境保全条例の指定地域

……市内全域

（左図の■ ■ □

ただし■は振動区分は対象外）

・騒音規制法の指定地域

……市街化区域全域

（左図の■ ■）

・振動規制法の指定地域

……市街化区域全域（工業専用地域を除く）

（左図の■）

※用途地域の詳細については、

「いち案内」で確認できます



いち案内

用途地域		根拠法令	騒音 規制法	振動 規制法	市川市環境保全条例	
					騒音	振動
■	市街化区域	工業専用地域を除く	○	○	○	○
■		工業専用地域	○	—	○	—
□	市街化調整区域		—	—	○	○

2. 規制対象作業

特定建設作業として対象となる作業は、主にバックホウ作業、くい打ち作業、ブレーカー作業、発電機を使用する作業など次ページからの表のとおりです。

（騒音規制法施行令第2条別表第2、振動規制法施行令第2条別表第2

市川市環境保全条例施行規則第52条別表第11）

※対象作業の詳細については、生活環境保全課にお問い合わせください

■規制対象作業 (市街化区域 工業専用地域 以外)

作業の種類		根拠法令	騒音規制法	振動規制法	市川市 環境保全条例	備考
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機			○	○	—	直接打ち込み工法のうち、打撃式、振動式（バイプロハンマー）が対象（アースオーガー併用の場合でも、打撃式、振動式使用の場合は対象）。その他の工法、圧入式は対象外。また、サイレントパイラーは対象外。
びょう打ち機			○	—	—	
削岩機 (ブレーカー)	手持式以外		○	○	—	油圧・空圧ブレーカーの他、電動ピック、チップー等も対象。
	手持式		○	—	—	1日の移動距離が50mを超える場合は対象外。
空気圧縮機			○	—	○	原動機の定格出力が15kW以上のものが対象。 電動機のものは対象外。また削岩機の動力として使用する場合は対象外。
コンクリートプラント			○	—	—	混練容量0.45 m ³ 以上のものが対象(モルタル製造は対象外)。
アスファルトプラント			○	—	—	混練重量200kg以上のものが対象。
バックホウ、ブルドーザー、 トラクターショベル	低騒音指定以外		○	—	—	市条例では、低騒音指定及び定格出力に関わらず対象。
	低騒音指定		—	—	○	
鋼球（剛球）使用作業			—	○	○	
舗装版破碎機			—	○	—	ドロップハンマ式のもものが対象。1日の移動距離が50m超の場合は対象外。
アースドリル			—	—	○	
アースオーガー			—	—	○	
ディーゼル発電機			—	—	○	
コンクリートカッター			—	—	○	
ミキサー車、ポンプ車			—	—	○	
破碎機			—	—	○	ジョークラッシャー、インパクトクラッシャー等が対象。
振動ローラー（振動式ロードローラー）			—	—	○	ハンドガイド式振動ローラーも対象。ランマー、プレートは対象外。

■規制対象作業 (市街化区域 工業専用地域)

作業の種類		根拠法令	騒音規制法	振動規制法	市川市 環境保全条例	備考
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機			○	—	—	直接打ち込み工法のうち、打撃式、振動式（パイプロハンマー）が対象（アースオーガー併用の場合でも、打撃式、振動式使用の場合は対象）。その他の工法、圧入式は対象外。また、サイレントパイラーは対象外。
びょう打ち機			○	—	—	
削岩機 (ブレーカー)	手持式以外		○	—	—	油圧・空圧ブレーカーの他、電動ピック、チップー等も対象。
	手持式		○	—	—	1日の移動距離が50mを超える場合は対象外。
空気圧縮機			○	—	—	原動機の定格出力が15kW以上のものが対象。 電動機のもは対象外。また削岩機の動力として使用する場合は対象外。
コンクリートプラント			○	—	—	混練容量0.45㎡以上のものが対象(モルタル製造は対象外)。
アスファルトプラント			○	—	—	混練重量200kg以上のものが対象。
バックホウ、ブルドーザー、 トラクターショベル	低騒音指定以外		○	—	—	市条例では、低騒音指定及び定格出力に関わらず対象。
	低騒音指定		—	—	○	
鋼球（剛球）使用作業			—	—	○	
舗装版破碎機			—	—	—	ドロップハンマ式のもが対象。1日の移動距離が50m超の場合は対象外。
アースドリル			—	—	○	
アースオーガー			—	—	○	
ディーゼル発電機			—	—	○	
コンクリートカッター			—	—	○	
ミキサー車、ポンプ車			—	—	○	
破碎機			—	—	○	ジョークラッシャー、インパクトクラッシャー等が対象。
振動ローラー（振動式ロードローラー）			—	—	—	ハンドガイド式振動ローラーも対象。ランマー、プレートは対象外。

□規制対象作業 (市街化調整区域)

作業の種類		根拠法令	騒音規制法	振動規制法	市川市 環境保全条例	備考
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機			—	—	○	直接打ち込み工法のうち、打撃式、振動式（バイプロハンマー）が対象（アースオーガー併用の場合でも、打撃式、振動式使用の場合は対象）。その他の工法、圧入式は対象外。また、サイレントパイラーは対象外。
びょう打ち機			—	—	○	
削岩機 (ブレーカー)	手持式以外		—	—	○	油圧・空圧ブレーカーの他、電動ピック、チップー等も対象。
	手持式		—	—	○	1日の移動距離が50mを超える場合は対象外。
空気圧縮機			—	—	○	原動機の定格出力が15kW以上のものが対象。 電動機のもは対象外。また削岩機の動力として使用する場合は対象外。
コンクリートプラント			—	—	○	混練容量0.45m ³ 以上のものが対象(モルタル製造は対象外)。
アスファルトプラント			—	—	○	混練重量200kg以上のものが対象。
バックホウ、ブルドーザー、 トラクターショベル	低騒音指定以外		—	—	○	市条例では、低騒音指定及び定格出力に関わらず対象。
	低騒音指定		—	—	○	
鋼球（剛球）使用作業			—	—	○	
舗装版破碎機			—	—	○	ドロップハンマ式のもが対象。1日の移動距離が50m超の場合は対象外。
アースドリル			—	—	○	
アースオーガー			—	—	○	
ディーゼル発電機			—	—	○	
コンクリートカッター			—	—	○	
ミキサー車、ポンプ車			—	—	○	
破碎機			—	—	○	ジョークラッシャー、インパクトクラッシャー等が対象。
振動ローラー（振動式ロードローラー）			—	—	○	ハンドガイド式振動ローラーも対象。ランマー、プレートは対象外。

3. 特定建設作業実施の届出

届出義務者は工事を施工しようとする**元請業者**になります。

届出者名はその代表者名としてください（代表者印の押印は不要）。

所定の書式に記入し必要に応じた書類を添付のうえ**正副2部**を、

当該作業実施の7日前までに市川市生活環境保全課へ提出してください。

提出書類（①、②、③、④、⑤は必須となります）



届出様式

- ① 市川市環境保全条例による届出：様式第17号
（作業種類・地域により騒音規制法、振動規制法の届出：様式第9も必要）
- ② 工事工程表
（特定建設作業を含む全工程を示したものを別紙の欄1に記載、または添付）
- ③ 近隣住民及び事業者への説明内容（現場から少なくとも30m範囲について実施願います）
 - ・戸別訪問による口頭説明であれば、その内容を別紙の欄2（2）に記載
 - ・周知文配布であれば、その写しを添付
 - ・説明会開催であれば、配布資料等その概要がわかるものを添付
- ④ 近隣説明対象者一覧
（一覧表を別紙の欄2（2）に記載、または説明範囲を明記した地図等を添付）
- ⑤ 現場付近の見取図に施工箇所を図示したもの
（住宅地図の写しなどを別紙の欄3に記載、または添付）
- ⑥ 道路使用許可証、道路占有許可証の写し（**夜間作業、休日作業等の場合**）
- ⑦ 公共用水域または地下水に影響のある工事の場合、その内容を別紙の欄2（1）②に記載（薬液注入工法、ウェルポイント工法、ディープウェル工法等）

※上記①について、同一特定建設作業に関して法律と条例で重複する届出は不要です。

※上記③について、地上10階建て以上の建物の解体の場合、建物の高さと同じ水平距離または30mのいずれか長い距離の範囲に居住する住民等へ説明してください。

※同一工事における複数の作業種類の届出の場合、重複する添付書類（上記②～⑦）は省略が可能です。

※床面積の合計が80平方メートル以上の**建築物解体工事**、または、

請負金額の合計が税込100万円以上の**改修工事や工作物の工事**の場合、

「石綿事前調査結果報告システム」による電子報告が必要になります。



石綿報告システム

石綿（アスベスト）を使用している建築物や工作物等を解体、改造または補修する作業を行う場合は、その作業の開始日の**14日前までに大気汚染防止法**の届出が必要です。

下記工事を行う場合には**建設リサイクル法**の届出が必要となります。

詳しくは建築指導課（TEL047-712-6335）にお問い合わせください。

- ①延床面積が80平方メートル以上の建築物の解体工事
- ②延床面積が500平方メートル以上の建築物の新築工事
- ③請負代金が1億円以上の建築物の修繕・模様替工事等
- ④請負代金が500万円以上の建築物以外の解体・新設工事

4. 規制基準

特定建設作業の規制基準

	環境保全条例	騒音規制法	振動規制法	適用除外の場合 ^{注1}
敷地境界における 大きさの限度	騒音 85dB 振動 75dB	85dB	75dB	適用除外なし
作業時間	7:00~19:00 (全域)	7:00~19:00(1号区域) 6:00~22:00(2号区域)		(1)、(2)、(3)、(4)
1日あたり 作業時間	10時間以内 (全域)	10時間以内(1号区域) 14時間以内(2号区域)		(1)、(2)
作業期間	連続6日以内			(1)、(2)
日曜・休日	禁止			(1)、(2)、(3)、(4)、(5)

適用除外の場合の欄の(1)から(5)までの場合は以下の通り

- (1) 災害・非常事態等による緊急作業
- (2) 人の生命・身体の危険防止のための作業
- (3) 鉄道等の正常運行確保に必要な作業
- (4) 道路法または道路交通法による道路使用許可等が、夜間若しくは休日の場合
- (5) 変電所工事で、作業員の生命・身体危険防止のため休日に行う必要がある場合

1号区域…2号区域以外の区域

2号区域…工業地域、工業専用地域

(学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院、入院施設のある診療所、図書館、特別養護老人ホームから80m以内の区域、第一種住居地域、第二種住居地域から30m以内の地域(第二特別地域)を除く)

5. 罰則など

特定建設作業実施届の届出をせず、又は虚偽の届出をしたものは10万円以下の罰金が科せられる場合があります。

規制基準の遵守違反については、改善勧告、改善命令の対象となり、20万円以下の罰金が科せられる場合があります。

6. 公害の未然防止として

1) 施工箇所から少なくとも 30m（地上 10 階建て以上の建物の解体の場合、建物の高さと同じ水平距離または 30m のいずれか長い距離）の範囲に居住する住民及び事業者に対して、工事の事前説明を十分に行ってください。

◆ 説明内容

- ① 作業の概要
- ② 騒音、振動等の公害防止対策
- ③ 作業によって生じた被害に係る対策
- ④ 石綿の含有建材の取り扱い方法
（建築物、工作物の解体、改修工事である場合）
- ⑤ その他必要な事項

◆ 説明方法

次のいずれかの方法で実施してください。

- ① 戸別訪問による口頭説明
- ② 周知文の配布
- ③ 説明会の開催

2) くい打ち機を使用する作業について、原則としてアースオーガーを併用してください。併用が困難な場合は、市と協議の上で使用してください。特に、パイプロハンマーを使用すると大きな振動が発生しますので、極力使用を避けるよう検討してください。やむを得ず使用する場合は、市と協議の上で電動式ではなく油圧式のものを使用するようお願いします。

3) 現場では以下の配慮をお願いします。

- ◆ 現場周囲にシート養生施工（防音シート等、可能であれば防音パネル）
- ◆ 解体作業時は粉塵防止のため、十分な散水の実施
- ◆ 低騒音型重機の使用
- ◆ 空ぶかし、過剰負荷、アイドリングの防止
- ◆ 低騒音・低振動工法の採用
 - 杭打作業→圧入工法、プレボーリング工法など
 - 杭頭処理→薬液工法
 - 解体作業→ニブラ等の圧砕工法
- ◆ 重機を使用する際に（特にガラの仕分け）、ガラ敷きの上などで行い振動を緩和させる
- ◆ 使用台数、同時稼働台数を必要最小限度にする
- ◆ 場内、周辺の清掃に努める